

特定基金の解散に関する特例について

(平成17年4月1日施行)

(参考)

- | | |
|--------------|---|
| 平成16年6月11日公布 | : 国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号) |
| 平成16年9月17日公布 | : 厚生年金基金令等の一部を改正する政令(平成16年政令第281号) |
| 平成16年9月17日公布 | : 厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
(平成16年厚生労働省令第131号) |
| 平成16年9月29日公布 | : 厚生年金基金令第65条の規定による特定基金が解散する場合における
責任準備金相当額の特例の額の算定方法(平成16年厚生労働省告示第361号) |
| 平成17年2月25日付 | : 特定基金の解散に関する特例について(年発第0225001号) |
| 平成17年5月19日付 | : 「特定基金の解散に関する特例について」の一部改正について(年発第0519002号) |
| 平成17年6月29日公布 | : 厚生年金保険法附則第36条第1号各号に規定する厚生労働大臣が定める利率
(平成17年厚生労働省告示第272号) |

社団法人 日本年金数理人会

The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

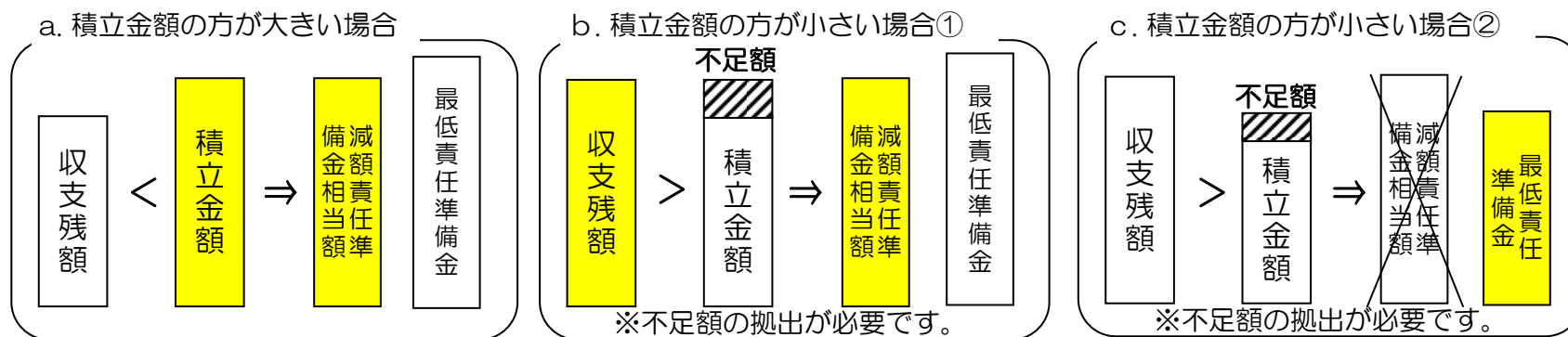
1. 特例措置の概要

(1) 解散しようとする基金で、積立金額が最低責任準備金を下回っている基金（以下、「特定基金」という）は、平成17年4月1日から起算して3年を経過する日までの間、「納付額特例の申出」及び「納付計画の承認申請」を行うことができることになりました。 [厚生年金保険法附則第33～40条]

(2) 納付額特例が認められた場合の納付額

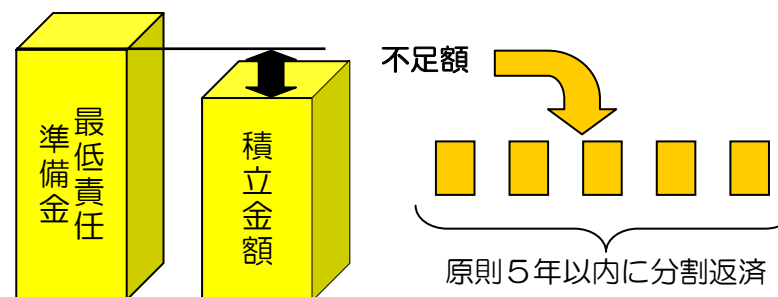
一定の要件に適合すると認められた特定基金は、基金設立時からの免除保険料等収入と代行給付費の差額を厚生年金本体利回りで付利した収支残額と積立金額のうちのいずれか大きい方の額（以下、「減額責任準備金相当額」という）を納付額とすることができることになりました。

（減額責任準備金相当額が最低責任準備金を下回らないこともあります。下図c）



(3) 納付計画が承認された場合

納付計画が承認された特定基金は、解散時に最低責任準備金（または減額責任準備金相当額）を確保していなくても5年以内（やむを得ない理由がある場合は10年以内）の期間に分割して納付することができることになりました。



特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

2. 共通事項（1/3）

(1) 特例措置の期限

特例措置の期限は平成20年3月31日です。原則的にはまず将来分の代行返上を行い、記録整理を仮完了した後、同日までに承認の申請等を行う必要があります。

(2) 納付額特例と納付計画による分割納付の併用

要件に合致していれば、納付額特例と納付計画による分割納付の併用も認められます。

(3) 国への納付

特例措置（納付額特例・分割納付）を受けて解散する場合には、最低責任準備金（納付額特例の場合は減額責任準備金相当額）を国に納付することになります。基準に合致した資産であれば物納とすることも可能です。

(4) 特例措置の承認の申請等

① 記録整理の仮完了

代行返上と同様に申請前に記録整理の仮完了（連合会において基金の記録と社会保険庁の記録を突合し不備が無いこと）が必要です。

② 解散の認可申請との関係

- | | |
|--------|---|
| ア 時期 | 特例措置の承認申請は、原則として解散の認可申請と同時に行う必要があります。（納付額特例と分割納付を併用する場合も同じ） |
| イ 規約変更 | 解散後の掛金（分割納付額及び事務費相当額）の徴収方法など清算に必要な規約変更の認可申請は、解散の認可申請までに行う必要があります。 |

特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

2. 共通事項（2/3）

③受給者等への周知

特例措置の承認等を受けようとする基金は、あらかじめ受給者等（受給者及び受給待期脱退者をいう）に次の事項を周知する必要があります。

ア 代行相当給付の支給及び支給遅延の可能性

a. 代行相当給付の支給

解散認可日の属する月の翌月分から、代行給付相当額が社会保険庁から支給されること。

b. 代行相当給付の支給遅延の可能性

基金の記録整理の状況等により、社会保険庁からの代行給付相当額の支給が遅れる可能性があること。

イ 代行相当給付の支払のための口座

基金から支給される年金の受取口座と社会保険庁から支給される厚生年金の受取口座を別に行っている場合、解散の認可の日以降、代行給付相当額の支払は厚生年金の受取口座に行われること。

ウ 問い合わせ先

受給者等からの問い合わせ先は、各基金（解散後は清算業務を行う基金または設立事業所の事業主）とすること。

(5) 解散に向けた将来返上認可

- ① 代行給付の将来返上を行った基金でも、特例措置の承認申請等を行うことができます。
- ② 特例措置の承認申請等を行う場合は、記録整理の観点から先に将来返上の認可を受けることが望ましいとされています。ただし、将来返上の認可を受けた場合は、特例措置の承認が得られなくても、通常の解散を行うことになることに注意が必要です。

特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

2. 共通事項（3/3）

(6) 「納付額特例の申出」及び「納付計画の承認申請」に関する手続き

次の①～⑤の手続きを行うことが必要。なお、①の議決前に②から⑤のすべての手続きを終了しておくこと。

- ① 代議員会の議決：代議員会の3/4以上の多数による議決。
- ② 事業主の同意：代議員会の議決前1月以内における事業主の3/4以上の同意。
- ③ 加入員の同意：代議員会の議決前1月以内における加入員の3/4以上の同意。
- ④ 労働組合の同意：加入員の1/3以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その3/4以上の同意。
- ⑤ 受給者等への十分な説明：代議員会の議決前に全受給者等に対して十分な説明を行っていること。

「納付額特例の申出」と「納付計画の承認申請」を同時に行うことが可能です。また、特例措置の承認がどうなった場合に解散するかを十分に説明した上で上記の手続きを経た場合には、再度の解散の同意手続きは不要となります。このため、具体的に次のどの場合に解散するかを検討してから手続きを行うこととなります。

- a. 納付額特例と納付計画の両方が認められた場合は解散する。
- b. 納付額特例が認められた場合は解散する。
- c. 納付計画が認められた場合は解散する。
- d. 認められない場合でも解散する。

特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

3. 納付額特例（1/2）

(1) 納付額特例が認められた場合の納付額（減額責任準備金相当額）の算出次の①と②のうち、いずれか大きい方の額となります。

① 基金設立時から過去法による転がしを行った収支残額

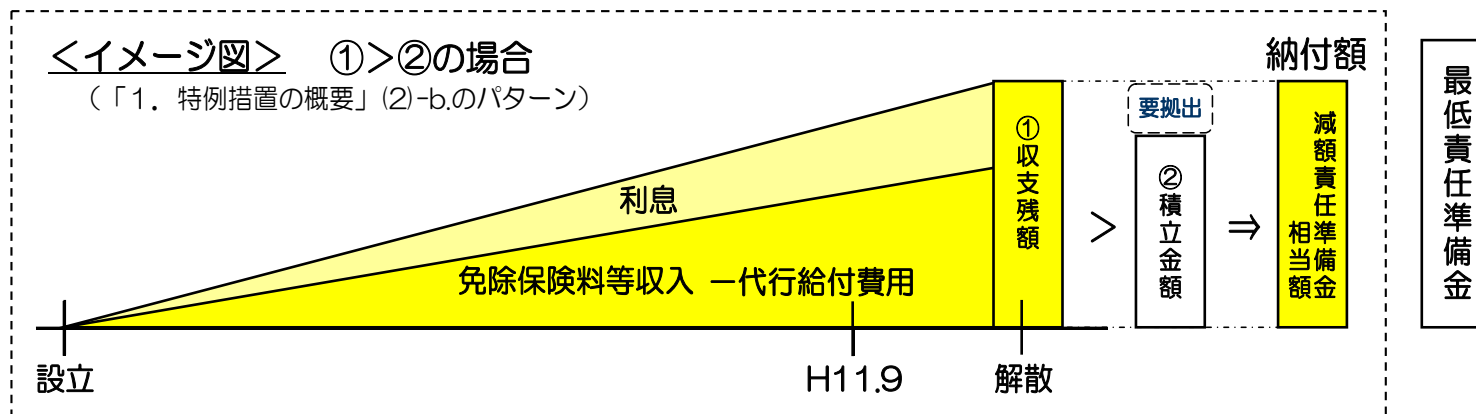
財政再計算報告書や決算書に基づく毎年度の収入（免除保険料・受換金・政府負担金）と支出（代行部分の年金給付・移換金）に、厚生年金本体の利回りによる利息を加算した額（厚生年金本体で形成されていたであろう積立金の額）

② 解散認可日における年金給付等積立金の額（未収掛金等の債権を有するときはこれを含む）

＜①の額の算出に使用する利回り＞

年	%	年	%	年	%
S41	6.45	S55	7.00	H6	5.82
S42	6.37	S56	6.88	H7	5.52
S43	6.41	S57	7.06	H8	5.34
S44	6.47	S58	7.25	H9	5.24
S45	6.46	S59	7.22	H10	4.99
S46	6.45	S60	7.20	H11	4.66
S47	6.46	S61	7.17	H12	4.15
S48	6.47	S62	7.16	H13	3.62
S49	6.47	S63	7.11	H14	3.22
S50	6.38	H1	6.77	H15	1.99
S51	6.60	H2	6.29	H16	0.21
S52	6.93	H3	5.94	H17	4.91
S53	7.03	H4	5.90		
S54	7.13	H5	5.97		

注：H11年以降は最低責任準備金の転がしの率を記載



特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

3. 納付額特例（2/2）

(2) 納付額特例の要件：次のA)～I)のいずれの要件にも該当することが必要。

①当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をしていたと認められること。

A) 申出の属する月の前2年間において、次のa.またはb.の掛金を徴収していること。

a. 財政運営基準に基づく適正な掛金を徴収していること。

b. 実際に徴収した掛金額（給付水準補正後、免除保険料を除く）が、全ての厚生年金基金からみた水準を超えていること。

$$\frac{\text{実際に徴収した掛金額}}{\text{標準報酬月額総額}} \times \frac{2}{(1 + \text{基金のプラスアルファ})} - \frac{\text{免除保険料額の総額}}{\text{標準報酬月額総額}} > \frac{64}{1,000}$$

I) 年金たる給付または一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

事例：①給付水準の引下げ
②加算型の場合で、選択一時金の停止
③代行型の場合で、代行停止部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

②当該申出の日以後の事業の継続が困難であると認められること。

U) 次のa.またはb.に該当すること。

a. 申出日の属する月の前事業年度末日の過去期間代行給付現価が、前事業年度の各月の標準報酬月額総額の合計額以上であること。

b. 代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがあること。（平成8年4月前に相当した場合を含む）

I) 設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していること。

特定基金の解散に関する特例について（平成17年4月1日施行）

4. 納付計画

(1) 納付計画の承認

納付計画が承認された基金は、解散時に最低責任準備金（または減額責任準備金相当額）に不足する額を掛金として分割納付する。

- ① 分割納付期間：原則5年以内。ただし、やむを得ない理由があると認められたときは10年以内。
- ② 分割納付期間中の利息： 最低責任準備金の算定で用いている利率で付利した利息を加算して納付する。

(2) 納付計画の承認の要件：次のいずれにも該当することが必要。

- ① 解散の認可を受けた時点において保有する年金給付等積立金の全額を解散時に納付すること。
- ② 原則として納付の猶予を受けようとする期間において納付額が増加しないこと、その他納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること。
- ③ 原則として年4回以上、定期的に納付すること。
- ④ 清算が決了するまでの間に、納付計画に係る事務、その他清算に係る事務を確実に執行できると見込まれること。
 - ・ 清算人は複数とし、代表清算人を定めるとともに、事業主の連絡先変更を把握する仕組みがあること。
 - ・ 清算基金が保有する資金の管理手法が明確化されていること。
 - ・ 滞納した事業主への対応方法が明確化されていること。
- ⑤ 総合型・連合型の基金の場合は、事業主ごとの負担方法が明確であること。
 - ・ 設立事業所ごとの負担が変動する数値（その後の人員・報酬等）に依っていないこと。
 - ・ 事業を廃止した事業所の事業主が負担すべき金額について、当該事業主に対する一括徴収額や他の事業所が負担する場合の各事業所ごとの負担方法が明確であること。